

高松市監査委員告示第16号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年6月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和4年6月30日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R2	R3.2.26	第3号	意見【重点】	みんなの病院院内保育所運営 業務委託契約について	P17	病院局	みんなの病院 事務局総務課	R4.6.7

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和2年度の重点取組事項

(2) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、本市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがある。

以上の点を踏まえ、令和元年度（平成31年度）は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかを主眼に置き、定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、令和2年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／病院局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	みんなの病院院内保育所運営業務委託契約について		
意 見 の 内 容	院内保育所の運営を継続するに当たり、毎月定額支出している保育経費や管理経費について、委託業者から領収書等の提出を求め、金額の適正性について確認・検証した上で、毎月の委託料を見直すなど、経費節減に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P17		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和4年6月7日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、令和4年度からの委託契約の更新において、前回のプロポーザル方式入札から公募型指名競争入札に見直しを行い、入札時の価格競争により、契約金額の適正性の確保と経費節減を図った。